



## ビザンチンの皇帝

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 北海道学芸大学<br>公開日: 2012-11-07<br>キーワード:<br>作成者: 斎藤, 二郎<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.32150/00000415">https://doi.org/10.32150/00000415</a>           |

## ビザンチンの皇帝

齋 藤 二 郎

北海道学芸大学岩見沢分校史学研究室

Jiro SARTO : Der byzantinische Kaiser

## (1)

西欧中世世界は二つの異質的なものとの対立のなかにこれを克服して西欧近世に移行した。一つはイスラムとの対決であり、他の一つはビザンチンとの抗争である。そして前者との対立関係は瞬時にして解決せられたのであるが、後者のそれは継続であつた点で、ビザンチン帝国の終滅が東方トルコによつてなされたとはいへ、同帝国の生命に非常に大きなかわりを持つものであつた。

本来ローマ帝国の繁栄の物質的基礎は属州にあつたのであるから、征服戦争の終了とともに経済的重心は東方の属州に移ることになるのは当然であつた。Konstantin による遷都はこの事実の承認をも意味するものであつた。<sup>1)</sup> 5世紀における西ローマ帝国の滅亡はこの東ローマの優位をその後の西欧諸国に対して保持する契機となり、東ローマは一面においてローマの伝統を保持するとともに、他面その地理的、政治的関係よりするオリエンタ的要素とを以て中世を通じて独自の存在たることを得た。

ローマ帝国の故地の上にゲルマンという新しい要素を主体として形成された西欧諸国が文学、美術等におけるビザンチンの功績を充分認められながら、なおビザンチンを異質的なもの、対立的なもの、しかも貶しめられるべきものとしてみたことは当然であろう。特にビザンチンの政治に対する批判は啓蒙思想家においてきびしかつた。Montesquieu によると——「ギリシャ帝国の歴史は反乱、一揆、不忠のかたまりであつて、国民が君主に忠誠をつくすという観念がなかつたばかりでなく、皇后の腹から生れてやがで皇位を嗣ぐもの porphyrogénète という特別の語があるくらい皇統を嗣ぐものは少なかつた。皇帝になるためにはどんな道でもいとされた。」<sup>2)</sup>

註 1) Levtchenko : Byzance. Des origines à 1453. 1949. p. 10.

2) Montesquieu : Considération sur les causes de la grandeur des Romains. 1734. (Garnier 版、1954. p. 121).

## (2)

Montesquieu は、以上のような忌むべき内容のビザンチン史がしかも1000年もの長きにわたつて存続し得たのは、ビザンチンの強敵たるアラブ人の内訌、「ギリシア火」の発明及びこの新兵器の秘密を保持し得たこと、Konstantinopel における繁栄せる貿易、ドナウ地方に野蛮族が定着するようになつて、それが新たな侵入者に対する防壁の役割を果したこと等の外部的事情に歸している。<sup>1)</sup> ビザンチンがその独自の存在を保ち得たについては、外部的状勢も勿論であるが西欧世界と東方オリエンタ世界との中間に位して異質的なものを自己の中に育成したことによるものであることも考えなければならない。それが何であるかについて Uspensky は三つのものをあげている。<sup>2)</sup>

——(1)ラテン語を完全に廃止して次第にギリシア語に変えたこと。(2)政治的主権を求める国民の斗争。(3)美術及び文学の領域における新しい特殊なものの創造。われわれは宗教その他いくつかのものをこれにつけ加えなければならぬと思うが、それらのうちで最も重要なものは統治体制の問題であろう。

周知の如く Montesquieu は政体について、主権の存在と法との関係において共和政、君主政、専制政の三をあげ、前二者に対して後者は当然貶しめらるべきものとして描いている。即ち専制政体においては、共和政における徳政、君主政における名誉に比敵するものは恐怖であつて、そこでは徳性は不必要であり名誉はかえつて有害であるとされる。専制政体では人間は意欲する被造物に服従する被造物である。<sup>3)</sup> 又そこでは唯一人による統治という点では君主政と同じであるが、君主政とちがつて法も規範もなく万事は自己の意志と気まぐれによつて導かれわずかに宗教が法の一種の受託所の代用をなしているにすぎない。<sup>4)</sup> かくて専制政体は原理そのものが腐敗しているのであるからなにか偶発的な原因がその原理の腐敗を妨げてくれない限りその内面的欠陥のために滅びざるを得ない。専制政体が維持できるのは風土、宗教、位置、人民の天性から導き出される若干の情勢がこの政体を或る秩序に従い、或る規則に服することを強制するときに限るという。<sup>5)</sup> Montesquieu の理想としたのは民主主義的共和国家であつたのであるが、当時の ancien régime におけるフランス君主制の専制政体への墮落の傾向を防止しようとするところからイギリスの立憲君主制を現実的理想と考へたのであつた。<sup>6)</sup> 彼のビザンチンに対する痛烈な誹謗はこのような観点からなされたものであり、結果的にはビザンチン国家は彼によつて専制国家とみられたことを示すものであるといえよう。

ビザンチン国家が専制国家であつたかどうかということについてはビザンチンにおける皇帝の地位をみなければならぬ。

ビザンチンにおける帝制の特色の一つは Mitkaiser の存在である。即ち2人以上の皇帝一時には5人の場合もあつた一が同時にしかも対立抗争の姿においてでなく存在したということである。この制度は Diokletian 帝がその広大な領土の組織的統治のために、そして又ギリシア的東方とラテン的西方との間にある差異を認めて2人の Augustus (正帝)と2人の Caesar (副帝)とを設けたのに始まつたのであるが、この際4人はいずれも一つの帝国の支配者と考えられ、政府の法令も4人の名において公布された。

ビザンチンの皇帝はローマの Princeps を継ぐという共和的性格と、他面やはりローマ帝国皇帝に出自する皇帝神聖観との一見相矛盾した性格をも持つているが、そのいずれもが広大な領域と数多い異民族を統一統治するという現実の必要から生れたものであつた。ところでビザンチン世界を特に西欧世界と区別するものは Hellenism であるとせられるのであるが、Hellenism の中核たるギリシア語は帝国統一の手段としては必ずしも普遍的なものではなかつた。小アジアの西部やバルカンを別として、特にシリアにおいては、ギリシア語は一般民衆の言語でなかつたことは勿論、教養ある人々の間でも話されなかつた。そこでは、シリア語又はアラブ語のみが行われたといつてよい。<sup>7)</sup> かくて言語による一体化は望まれず、これに代るものは政治的、宗教的なものに求められなければならなかつた。

註 1) Montesquieu : *ibid.* p. 132—134.

2) Uspensky : *The History of the Byzantine Empire*, 1914, p. 40.

3) モンテスキュー：法の精神（河出書房、世界大思想全集版）第3篇第9、10章。

4) モンテスキュー：同上、第2篇第1、4章。

5) モンテスキュー：同上、第8篇第10章。

6) 原田綱：西洋政治思想史、245—247頁。

7) Vasiliev : History of the Byzantine Empire. 1952. p. 89.

## (3)

宗教的權威としてのビザンチン皇帝——ビザンチン帝国の西欧に対する貢献の一つは、ビザンチンがイスラムに対する堅固な防壁であり又有力な橋頭堡であつたことであるが、他方キリスト教の分派を形成することによつて西欧特にローマ法王と対立した。それにしてもキリスト教とのかゝり合いあるいはビザンチンの皇帝に独特な宗教的性格を附与することとなつた。ビザンチン帝国の開祖と考えられる Konstantin 大帝のミラノ勅令はそのまゝ帝のキリスト教信仰を語るものではないにしても、<sup>1)</sup> 公認されたキリスト教はそのことによつて帝国の皇帝権の精神的支柱としての役割を持たされることになつた。もともとローマの Senat は民政、神事を担当していたのであるが、ニケーア會議以後は Senat から神事関係は除かれて独立し、しかも Konstantin 大帝は僧侶の宗教會議出席の旅費を支払い又帝国の郵便制度をも使用せしめることによつて會議の主導権を握り、會議の決定事項は元老院の決議と同様皇帝の同意によつて有効になるものとした。<sup>2)</sup> 既に Diokletian 帝はササン朝ペルシアの宮廷の風をとつて跪拝を行わしめたのであつたが、帝国の思想統一のため皇帝の出自を神聖なものとするをも考え彼自らは Jupiter の後裔と称した。以後これにならつて Maximilian 帝は Hercules を、Konstantius 帝は Apollo をその先祖なりとした。<sup>3)</sup> Konstantin 大帝は Diokletian 帝の業を継承したのではあつたが、その中央集権政治推進のためには従来の上帝崇拜は適切なものではないとし、むしろみづから神であるとするをやめてキリスト教における神の「摂政」となることによつて教會の力をその背に持つことの方を採つた。<sup>4)</sup> 勿論皇帝権と教會権との衝突がないわけではなかつたのであるが、そのような対立関係よりは国家と教會との結合による統一的行動の方が特徴的でありそこから皇帝の敵、異端に対抗する協力が生れた。しかもこの関係における皇帝の優位はビザンチンの全時代を通じて変らなかつた。皇帝の発する種々の文書の中にあられる皇帝の呼称のうち、皇帝が神に恭順の意を表しキリストの意志に従うという意味の *ἡ ἡμετέρα θεοσεβεία* も皇帝が神に責任を感じているという宗教的な考えに基くものであり、かくてかつて神託が巫子の口を通して神意を告げたのと同じように皇帝の口を通して神の命令が語られるのであると考える。<sup>5)</sup> *Novelle* や *Chrysobull* に附せられたその前文ともいふべき *Prooimion* はその本文に対する装飾の用をなしているものであるが、それを西欧の同様のものに比較してみると用語、体裁等著るしく周到であるとともに、ビザンチンの皇帝思想をも物語っている。即ち皇帝の権力は神から直接受けたもので、皇帝は *μιμητὸς θεοῦ* 即ち神の模倣者ということであり、皇帝を太陽に比較するという考えは既に見られなくなつている。<sup>6)</sup> しかし、神に接近している皇帝は、オリエントのその如き暴力的専制君主としてあるのではなく、Augustus によつてつくられた、*Principatus* の伝統は皇帝にもう一つの理想像を持たしめた。即ち Markian 帝 (450—457) がその *Novelle* において——「人類の幸福のために準備することがわれわれの関心事である。われわれの支配のもとにあるものはすべてわれわれの軍隊の庇護のもとに敵の攻撃から免かれ、又戦争のない時には人々が安穩な生活をたのしむことができるように日夜たゆまず努力することがわれわれの目標である」と記している如く、<sup>7)</sup> つねに国民に対する配慮ということが皇帝の重要な任務とせられた。更に、このことからビザンチンの皇帝に関して、称讃すべき性格としての *φιλανθρωπία* と *εὐσεβεία* とがあげられてくる。

4世紀の哲学者、修辭学者 Themistius によると *φιλανθρωπία* (仁慈) は君主の性格を知る試金石ともいふべきものであつて、どんないい性格でもこれが加わると更に一段と尊厳さを増す刻印であり、民衆が街路や公衆浴場とする世間話にも皇帝に希望するところは結局 *φιλανθρωπία* とい

うことであつた。しかも *φιλανθρωπία* は神と共有し得る徳であつて、われわれは生命の長さや力の大きさでは神にはかなわないが仁慈という点では神をまねることができる。皇帝も「仁慈」によつて神に似たものになることができるのである。たとえば刑罰は犯罪者に対する薬のようなものであるが、死刑となると犯罪者という病氣から癒える望みを全くとり去つてしまう。従つて皇帝の特権は犯罪者に慈悲を与える口実をさがすことである。裁判官の任務は法律を厳正に施行することにあるが、法律の主としての皇帝の徳は法律をさえ訂正する権能を保持することにある。神がこの世に皇帝を送つたのは動きのとれない法律から人々を護るためである。Themisteus は *φιλανθρωπία* についてこのように語つている。<sup>8)</sup>

*εὐσεβεία* (敬虔) について——Konstantinopel はその地理的位置の上からも、又Theodosius II によつてつくられた城壁の堅固さからいつもその防衛に関しては絶好の状態にあつたのであるがそれでもスラヴ人、アラヴ人、アヴァル人、ブルガリア人等相ついで来襲してはこれを脅かした。これらの外族の危機に関してキリスト教は大きな役割を演じた。ビザンチンにおいては首都さえ敵にとられなければたとえ敵が国内に侵入しても復旧は可能であるということが信ぜられていたが、特に皇帝や主教等はその根拠を超自然のものに置いた。即ち殉教聖徒の遺体又は遺物が首都を護るという考えであつて、そのために彼等は、できるだけ多くのそれらの遺体遺物を蒐めることに努めた。<sup>9)</sup> 特に944年に John Curcuas が Edessa 王 Abgar の持つていた有名なキリストの肖像を首都に持ち帰つたことは市民を非常に喜ばせ、彼等はこれで首都が一段と力を獲得したことになり永久に安全であり侵掠されることがないものと信じた。<sup>10)</sup> しかし Konstantinopel においてその正統の守護神とせられたのは「祝福された処女」(the Blessed Virgin)であつて、いわば Konstantinopel は彼の女の市であり従つて市民の祈りも教世紀を通じておなじ「汝の市をまもりたまえ」という言葉でなされた。Virgin に捧げられた教会がたくさん建てられたが、それらの中心と考えられたのが Blachernae にあるそれであつて、皇帝も主教も高官も市民も公私ともにいいことがあればこゝにかけつけて神とマリアに感謝を捧げ、反対に不幸があればその重荷をはらうために祈つた。このように処女マリアの崇拝は Konstantinopel の市民の間に徹底していたところから、マリアもまた市民とともにあることを望んでいたと市民は考えた。かくて次のような伝説さえ生れた。—Leo III によつて偶像崇拜禁止が行われたとき主教はマリアの像が破壊されることをおそれてこれをローマに移した。ローマでは法王は喜んでこれを St. Peter 寺に納めた。ところがビザンチンの宗教政策が變つて偶像崇拜が復活されたときローマではまだこのことを知らなかつたのであるが、マリアはビザンチンに帰るべきことを知つて、像をくゞつていたところから自分で離れて海に出て一夜と一日で Konstantinopel に帰りついたという。このようなマリアに対する徹底的な信仰は帝国の最後まで失われなかつた。<sup>11)</sup>

このマリア崇拝は Konstantinopel 特有のものであるが、キリスト教そのものは都鄙を問わず浸潤していたと考えられる。それは主としては皇帝の帝国統治の重要な政策の結果であつたといえよう。Justinian の「信仰に関して首都の市民に告げる勅令」(554) には次のような表現が用いられている。<sup>12)</sup>——「全人類にとつて第一のそして最大の賜物はキリスト教の信仰簡条であり、従つてそれは全世界にうちたてられ、すべての僧侶は一つにされて説教も懺悔も同じ言葉でなされるようになり、又異端者のする申し開きはすべて無意味なものになるようにしなければならぬ。この政策は既にしばしば出された宣言や勅令でふ衍しておいたのであるが、異端者は神を恐れるという氣持がなく又峻厳な法のもつ罰という考えも持つてはおらず悪魔の手助けに狂奔して単純な民衆をあざむいて神の正統な教会とは矛盾する不法な集会をひそかにつゞけている以上、われわれはこの勅令によつて、彼等がその馬鹿げた異端をやめ、奸計によつて人々のたましいを死なしめることの

ないように、そして本当の教義が尊敬されすべての異端者が神の神聖な教会に戻るように勧告することはわれわれの義務であると考え。だからわれわれは不法な集会を催すもの或いはかれらと交わるものには法に定められた刑罰を凡ゆる可能な方法によつて適用することを命ずる。」この場合異端と判定する規準は Justinian の考え如何にかゝつていたのであり、この点でビザンチンの宗教における皇帝の役割は西方における法のそれに比すべきものであつた。即ち皇帝は教義を決定し、主教をはじめ、教会の高職者を決定する権能を持っていたのであるが、それはひとえに Justinian の *Novelle* にみる如く「清らかな手と聖化されたたましいの持主（聖職者）が帝国のために祈るならば、神のおかげをもつて軍隊はもつと強くなり、帝国の財産はもつと大きくなり、農業も商業ももつと栄えるであろう」<sup>13)</sup> という政治的立場より生れた方向であつた。

しかしながらキリスト教の迷信的ともいふべき弘布と皇帝の純政治的宗教政策とは何の媒介もなしに直結したのではなかつた。こゝに *εὐσεβεία*（敬虔）が皇帝の属性として要請された。こゝにいう敬虔とはその宗教的言動に関してであつて内面的なものには特にかゝわらない。Konstantin は首都に「使徒の教会」（Church of the Apostles）及び St. Irene 寺を建て、又 St. Sophia 寺の完成は次の Konsantius 帝によつたのであるがその基礎をおいたのは帝であつたし、更にローマに St. Peter 寺、Lateran 寺、エルサレムに「聖墓寺」（Church of the Holy Sepulchre）を、Olive 山に「昇天寺」（Church of the Ascension）を、ベツレヘムに「降誕寺」（Church of Nativity）をも建立している。「背教者」 Julian によつてキリスト教が否定せられ太陽崇拜がとりあげられたのであるが、その後 Arius 派と Athanasius 派の争い、偶像崇拜禁止をめぐる紛争はあつたにしても、帝国の全時代を通じて帝国の宗教としてのキリスト教の地位は揺がなかつた。而してその首長としての皇帝は単に権威をもつて帝国のキリスト教徒に臨むだけでなく、皇帝としてのキリスト教徒的行動がおのずから「敬虔」として要請せられるようになった。皇帝はその「敬虔」をあらわすためには長たらしい儀式の間立ち通しで椅子につかず又福音書を読むのが終つても教会を出ないで勤行が終るまで宝石をちりばめた重い式服をつけているべきものとされた。<sup>14)</sup> さきの *ψιλανθρωπία* とともにこの *εὐσεβεία* がビザンチンのすべての皇帝につねに理想的態度として意識されていたわけではないにしても、ビザンチンの統治形態をして西欧と異ならしめた重要な要素と考えてよからう。

- 註 1) Vasiliev : *ibid.* p.49.  
 2) Lindsay : *Byzantium into europe.* 1952. p. 50—51.  
 3) Lindsay : *ibid.* P. 34.  
 4) Lindsay : *ibid.* p. 36.  
 5) Dölger : *Byzanz und die europäische Staatenwelt.* 1952. s. 22—23.  
 6) Dölger : *ibid.* s. 24—25.  
 7) Baynes : *Byzantine studies and other essays.* 1955. P. 54.  
 8) Baynes : *ibid.* p. 56—57.  
 9) Baynes : *ibid.* p. 249.  
 10) Baynes : *ibid.* P. 254.  
 11) Baynes : *ibid.* p. 255—260.  
 12) Ure : *Justinian and his age.* 1951. P. 122.  
 13) Diehl : *Les grands problèmes de l'histoire byzantine.* 1947. P. 61—62.  
 14) Baynes : *ibid.* p. 57.

(4)

さきにみた如きビザンチンの皇位継承における Mitkaiser の存在を考慮に入れて計算すると、Konstantin 大帝から最後の Konstantin XI にいたる約 1120 年間に存在した皇帝の平均在位年数は

13年弱となる。これをローマ帝国皇帝の平均9年弱、Karl 大帝以後15世紀中葉にいたるドイツ王の18年に比すれば必ずしも著しい差があるとはいいい難く、更にドイツとの比較のために9—15世紀の期間をとつてみると王朝の交替はむしろビザンチンの方が少い。(ドイツ 14 ビザンチン8)。しかしその内容に於ては Montesquieu の指摘したような事実の存在を否定するわけにはいかない。即ち92人の皇帝のうち、即位では合法的手段によるもの47人、非合法手段によるもの45人がかぞえられる。<sup>1)</sup> ビザンチンの皇位のこのような浮動性は中国における如き専制政治そのものの存在を示すものではなく、むしろ皇帝の地位にまつわる特殊の慣行—皇帝選立という民主的原則によるもの—と考えられる。

Jellineck は、ビザンチン国家を以て「国家に対しては個人は全く独立の存在を有せずという語が該当し得べき唯一の国家」であり、「西欧諸国の歴史に於て個人に対する抑圧の大なりしこと未だこの時代の国家の如く甚だしきはなく……個人は僅かに保護甚だ不完全なる私権を有するに止まり、国家に参与することもなく又国家に対する自由をも有せず……」<sup>2)</sup> と評している。事実ローマ共和政時代又は帝政時代と比較してみると、ビザンチンでは移転、職業選択、契約、信教、結社等の自由が禁止若くは制限せられ、又残虐刑が施行されるなど、<sup>3)</sup> ローマ時代の自由精神の廃退とみるべきものをとどめている。これは3世紀中葉における約半世紀間の無政府状態の現出が与つて力あるものであつたが、少くも政治運用の面においては必ずしもローマ的伝統を全面的に忘れ去つたものといいがたい。ビザンチン皇帝のもつ絶対君主的傾向は蔽いがたいのではあるが、それは君主による広域国家の統治の必要と国民の側よりのローマ的伝統の保持の要望とのギアアップにおける不可避的な傾斜とみるべきであつて、いわゆるオリエンタル的絶対君主或いは近代西欧諸国の絶対君主と同類視することは適當ではなからう。

元来、斗争のうちに共和政を獲得したローマ人が、王政を嫌悪するところを洞察したところに、Augustus の Principatus が成立したのであり、そこでは皇帝は法律の枠内にあるものと考えられ皇帝といへども特に個別的に法律や元老院議決からの免除をえているのでなければそれに従う義務があつた。それが3世紀の初め頃から「皇帝は法律の拘束を受けず」という原則が行われるようになったのであるが、「法律をつくるものがそれと均しい威厳をもつて法律に従うのは適當である」とする Paulus の言の如く、皇帝は自ら進んで法律に従う態度に出た。<sup>4)</sup> ビザンチンの皇帝が絶対君主的傾向にありながらビザンチン全史を通じて選立による即位を原則としたことはそのようなローマ的伝統の強さを示すものである。

皇帝選立の原則の基本概念は人民主権ということに帰せられる。勿論ビザンチンにおける人民主権は個人の人権という概念に基く明確な政治体系の中に展開せられたものでなく Senat、軍隊、都市の民衆という限定された且つ不安定な要素の上に立つものではあつたが、それは Karayannopulos のように Justinian 以後は皇帝の宗教的權威に席をゆずつてしまつた<sup>5)</sup> といいがたい。

(1) Senat——ローマ時代においては Senat はかつて政務官であつたものによつて構成せられ且つ政務官の上級機関として行政の実権を掌握していたのであつたが、Konstantin 大帝は遷都にあたり元老院議員貴族の代表者を Konstantinople に移し更に illustres, spectabiles, clarissimi と称せられる高級官僚にもその途を開いた。4世紀半頃におけるその数は2000人とされている。<sup>6)</sup>

Anastasios I (491—518) はブルガリア人、セルビア人の侵入に備えて長城を構築(実効はなかつた)したり、トラキアにおける Vitalian の叛乱を鎮圧したり、又4世紀以来特に都市の貧民階級にとつて過重負担であつた税「Chrysargyron」を廃止して代りに農民、地主の負担する一種の地租「Chrysoteleia」を設けたり、<sup>7)</sup> 或いは circus における人獣のたゞかいを禁止したりして或る意味では「Civil-servant」<sup>8)</sup> であつた。しかし帝の宗教的偏り(単性論)と商工業者保護の政策

とはカトリック派及び地主階級の提携せる反撃を受けてその地位を失った。この際の指導者は元老院議員貴族であり、当然次の Justin 帝の即位は彼等の擁立によるものとなつた。Justin の甥であり又青党の領袖でもあつた Justinian は Senat びいきで、537 年にはその数を増し又元老院を最高裁判所とした。しかし大帝は同時にその中央集権制確立のためまゝから大土地所有者を制御することを必要と認め或いは相続問題に干渉し、偽証に基く財産を没収し、強制的に又は詐術によつて皇帝に財産を贈与させ、或いは教会所有地をとりあげるために宗教紛争を煽動する等執拗に大土地所有の破壊をねらつた。<sup>1)</sup> 帝のこの政策は完全には遂行されなかつたのであるが、これに対する反動は彼の死後 Senat の優勢化となつて現れ、それ以後マケドニア朝の出現まで続いた。Herakleios 帝 (610—641) のごときは Senat の全くの傀儡で、Senat は 8 世紀初期にいたる約一世紀の Herakleios 朝を通じて御前会議として又最高法廷としての役割を果たし、特に皇帝の選立には影響を持つた。Heraklonas 帝 (641) の如きは Senat によつて鼻刑<sup>10)</sup>にされた上廢位された。次の Konstans II 帝 (641—668) は即位にあたつて将来とも「国民の幸福のための忠告者であり法律顧問」であることを Senat に要請した。<sup>11)</sup>

しかし 9 世紀半ばより約 2 世紀の間のマケドニア朝は、ビザンチン帝政の最盛期を展開し、特に Leon VI 帝 (886—912) によつて国家のあらゆる方面における皇帝の独裁が確立された。皇帝は神によつて選ばれたもの、すべての政治の最高者、軍隊の最高指揮者、最高の裁判官、立法者、教会の庇護者、正しい信仰の保護者であり、もし皇帝の言動を制肘するものがあるとすればそれは道德習慣のみであるということが立法化された。<sup>12)</sup> このような皇帝原理の強烈な宣言は前帝 Basil I のアラブ人、ブルガリア人、ロシア人等の帝国東部及び北部の外族との戦における勝利が与つて力があつたものと思われる。かくて権力は皇帝と彼をめぐる官僚及び軍事貴族の手に歸し、Senat は法律起案に関する権利を奪われ皇帝の出す法令の従順な立会人にすぎないものとなつてその政治的意義を殆ど喪失してしまつた。それはまさに Hitler の Reichstag に近い存在であつた。<sup>13)</sup>

マケドニア朝につゞくデユカス朝時代 (1059—1078) になると、皇室の背景が首都の非軍人貴族 (Ziviladel) であつたところから、その地位を確立するために首都の市民の広汎な層を元老院議員の階級に入れたので議員の数は数万になつたと伝えられている。<sup>14)</sup> 即ちこの時代になると Senat の稀少価値はなくなり単なる榮譽的地位にすぎなくなつてしまつたものと考えられる。デユカス朝最後の皇帝 Nikephoros III (1078—1081) の短い統治は内乱の連続であつたが、それは Senat の支配の崩壊のあとをうづめる將軍達の支配権争奪のためのものであつた。しかし Senat はその特権的地位を諦めたわけではなく、コムネネ朝最初の皇帝 Alexios I (1081—1118) の時代には Senat は旧権恢復のために反 Alexios の陰謀に加わつた。この紛争の渦中に、帝はノルマンの侵寇に対するために首都を離れなければならないという事態が起つたときその留守の全権を Senat にも首都の知事にも与えずその母に委ねた<sup>15)</sup> ということは、Senat の政治的没落がもはや決定的であつたことを物語るものであろう。

[2] 軍隊——初期の軍隊は本質的には辺境軍で別に機動的な軍隊や強力な予備隊を持つていながつたので、3 世紀の帝国の危機に際しては完全にその無力を暴露した。Diokletian 帝及び Konstantin 帝は一面に於ては外敵の侵入に対する予備軍として、又他面革命に対する皇帝権力の支柱として強力な機動力のある軍隊を必要として exercitus comitatensis をつくつたが、国境守備の方は軍務とひきかえに土地を得て定住する limitanei をして担当せしめた。<sup>16)</sup> しかし 6 世紀から 7 世紀にかけての帝国の危機は同時に軍紀の頹廢をもたらし、又政府が俸給支払を渋つたことも手伝つて軍隊を大いに動揺させた。特に 602 年にドナウ対岸の陣地で越冬することを命ぜられた軍隊はこれを不満とし、混血の異族出身の下級將校 Phokas を戴いて首都に殺到し、当時政府と抗争しつゝあつた市

民の両党（青党と緑党）と合体し Senat もこれに呼応して Phokas を即位せしめるにいたつた。

東ゴートの民族移動の波をやりすごしたビザンチンはひきつゞきペルシア、ブルガリア、スラヴの侵入を受けたが、Justinian は帝国の主たる敵をゲルマンとしてこれに全力をそゝいだので帝国の東部及び北部の防衛は閑却せられ、特に東方のペルシアは英主 Chorroes Nushirvan のもとに地中海にまで進出した。帝は漸くにしてこれと5年間の休戦条約をえたがそれには多額の償金を投ぜざるを得なかつた。この条約は50年間に更新されたが、それも年々多くの金を供与するという条件においてであつた。更に北方ではスラヴ人、ブルガリア人の集団が年々ドナウを越えて侵入して南下し、バルカン半島におけるビザンチンの重要な都市である Thessalonika のごときはスラヴ人の主要な根拠地の一つにさえなつた。帝国の軍隊はこれと死闘しドナウの向うに押し返したが全面的に駆逐するにいたらず、スラヴ人のバルカンにおける残存は6世紀末及び7世紀初期における帝国にとつて非常に重要な問題の一つとなつた。<sup>17)</sup>

東方においても7世紀にペルシアが東方属州の要市 Antioch を占領更に Damascus, Syria をも占領、Jerusalem を包囲荒掠し、6万のキリスト教徒を虐殺したばかりでなく、小亜を西進して、Konstantinopel の対岸 Chrysopolis の近くに布陣するにいたつた。ペルシアの別軍はエジプトに向い Alexandria を陥落せしめ、このため食糧の供給を絶たれた Konstantinopel の経済状態は重大な影響を受けた。これに対して Herakleios 帝はみづから小亜に渡り多数の兵士を徵募してこれを数カ月訓練しこの兵をもつて3回にわたつてペルシアに遠征して戦果を収め、更にペルシアの中央部まで進出したのでペルシアはシリア以南の占領地をビザンチンに返還した。かくて帝国は東方に関する限り不安を解消したかの如くであつたが、これに投じた兵力と財力の損耗の打撃により、ひきつゞいて帝国の前面に現れたイスラムの軍事力に対しては全く無力で、7世紀の30年代以来相つゞ戦争で全シリア、エジプト、小亜の一部を失い、又2年の抵抗の後 Jerusalem も陥落し、更に北アフリカにおけるビザンチンの属州の一部もサラセンの手に歸した。7世紀末になるとサラセンの艦隊はエーゲ海及びヘレスポント海峡を渡つて Cyzicus 港を根拠地として夏の間の数カ月、年々 Konstantinopel をくりかえし包囲攻撃した。しかしビザンチン軍の「ギリシア火」(一種の焼夷弾)に悩まされて目的を達せず677年にはその艦隊をひきあげた。その後小亜におけるサラセンの軍事行動も不成功に終りサラセンは却つてビザンチン皇帝は歳貢を納れる条件で和を結ばざるを得なかつた。<sup>18)</sup>

以上が *θέμα*<sup>19)</sup> 設定の背景である。ビザンチンの初期においては地方政治は全国を四つに分けたその長官によつて行われ、総督は行政、司法、財政について完全な権力を持ち、属州知事の任免をも行つたのであるが、軍隊にはその力は及ばなかつた。たゞ士官は総督の前に出るときは膝を屈して礼をすることになつていた<sup>20)</sup>ことは当時においては総督の地位が形式上軍人より上位にあつたことを物語るものであろう。しかし6世紀末にアフリカ及びイタリヤにおいてその防衛確保のために軍司令官に総督を従属せしめることとした。このような措置が以上のような帝国防衛の全面的な動揺を機として全国的に拡充されるようになったことは当然であらう。防衛のために新たに組織された *θέμα* の数は9世紀において25、<sup>21)</sup>11世紀には領土の拡大もあつたが主として細分化によつて小亜では22、地中海及びエーゲ海に5、黒海北岸の地に2、バルカン半島に10、南伊及びシンリーに2、計41をかぞえる。<sup>22)</sup>これらの *θέμα* の司令官は夫々の防衛的重要度によつて俸給の支出元及び額を異にし、東方の司令官の俸給は中央より受けるが西方のそれは地方税より出され、又その額も小亜の司令官の方が一般にバルカン半島のそれよりも高給であつた<sup>23)</sup>が、*θέμα* の細分化と小亜の *θέμα* の優位とは、地方軍事力一特に小亜の一が中央を脅かすほどに強力になつたことを示すものであろう。

以上のような *θέμα* の設定を通してみられる属州の軍事的勢力は更に *pronoia* の制によつて強化せられた。*Pronoia* の語がビザンチンの史料に現れたのは11世紀であるが、その語源からみて皇帝より与えられたもの（主として土地）及びそれに対する深い配慮を意味する語であつた。<sup>24)</sup>しかし既に10世紀において軍務を条件として与えられる土地を示す語として用いられたことの証拠があると Vasiliev は云つている。<sup>25)</sup>*Pronoia* は本来期限付の土地授与で多くの場合はその受封者の死亡までのものであつて相続又は譲渡のできない性質のものであつた。ところがアジアの属州では9世紀（ヨーロッパでは10世紀）に外敵の侵入が比較的遠のき、又商工業について煩些な規制が行われるようになると、最も有利な投資の対象と考えられたのは土地であつた。かくて地方の大土地所有者による小土地所有農民に対する収奪——贈与、賃貸借の名儀で又は有償でその土地を譲渡せしめる——が行われた。同じ経過が軍事土地でも行われ、有力者は兵士の土地を多くは強制的にとりあげた。かくて小亜では Dalassenes、Phokas、Skleros、Comnenes、Paleologue 等の有力な軍事貴族が成立した。彼等はお互いに利害を共通にするところから結婚による結合をつくり、又アラブ人に対する共同作戦の必要から強力な社会的グループを形成した。<sup>26)</sup>その有する力を頼みとして彼等は中央政府に対してつねに発言権を要求し、もし不平があればその兵力を動かして帝国を動揺せしめたことが10世紀後半にみられた。11世紀のマケドニア朝の中央政府は軍事貴族の勢力を削ぐために軍事費及び兵力を削減し、防衛は傭兵によることとした。しかし12世紀になると *pronoia* の制度はいよいよ広まり、その所有者は司法、行政の権利を行使し、しかも期限付保有が世襲となつていつた。<sup>27)</sup>一方マケドニア朝の末期には官僚の専制的傾向が強化されて軍隊の指揮官と対立し、1043年の Georges Maniakes の、及び1047年の Leon Tornikios の二つの属州の軍事貴族の叛乱のごときはその日のうちに政府に鎮圧された。<sup>28)</sup>しかし帝国の辺境における外族の攻勢——西方の Patzinaks 及び Uzes、東方のセルジユクトルコ——は特に小亜における軍隊の中央に対する発言権を強め、彼等の擁立する Isaak I Komnenos はマケドニア朝最後の皇帝 Michael VI を在位1年にして譲位せしめて即位した。帝は高官の俸給を減じ、国庫の寄生物であつた宮廷の高職者、学者、僧侶の冗職を廃止して軍事貴族の支配を確立しようとしたが官僚の勢力抜きがたくわずか2年にして退位した。代つて官僚派の Konstantin Dukas が即位し兵力及び軍隊維持費の削減をはかつたが、外敵の絶えざる脅威は再び軍閥の力を必要とし Romanos VI が彼等の擁立によつて即位した。帝は内外の問題を処理し得ず却つて Manzikert の戦(1071)にトルコに敗れ、この機に Dukas の子 Michael VII が皇帝を宣したが、以後帝国は内訌とトルコの侵入によつて無政府状態となつた。Jsaak の甥 Alexios I (1081—1118) の内戦統一は軍事貴族階級の勝利を示すものであり、それはまた少数の特に著名な大貴族の連合の上に成立したものであつた。<sup>29)</sup>コムネ朝の時代は周辺の諸族との絶えざる戦の中にあつたとともに、11世紀に始まる十字軍との接衝等対外的に帝国の最大の危機であつた。特に Manuel I (1143—1180) はその世界帝国の実現のために外交的軍事的活動を華々しく展開したので、帝国は経済的軍事的困難をも処理しなければならなかつた。コムネ時代の軍隊は *θέμα* で募集されるものと傭兵とから成つていたが、前者による供給は属州の人口減によつて次第に困難になつた。殊に小亜においては住民は外族の絶えざる侵入によつて、或いは捕虜として拉致され或いは都市に逃亡することを余儀なくされ、耕作者を失つた土地は兵士も税も供給し得ないよになつた。Manuel は以前には奴隸として売られていた捕虜を買い戻して耕作が放置されてあつた土地に落ちつかせたのは、彼等を兵士の供給源としようと考えてのことであつたがこの方法は必ずしも効果をあげなかつた。もともとその土地にいた農民が自分達の近くに異民族が落ちつくことにおびえて都市に避難することが一再ならずあつたからである。<sup>30)</sup>こゝに根本的に軍事力を改善する必要を認め国防の任務を経済的に有力である大土地所有者即ち *pronoia* の所有者に割当

てたのであるが、外族の侵入による国境の縮少は兵力供給源としての *pronoia* の意義を減じ、これに代つて傭兵が大きな役割をもつようになった。12世紀のビザンチンの軍隊にはイギリス人、ペチユネージュ人、フランス人、ドイツ人等の傭兵が多く現れ、11世紀までの、傭兵には軍の指揮はさせないという政策を採りえなくなつて、12世紀には傭兵でも非常に高い指揮官の地位につくものも現れた。<sup>31)</sup>そして傭兵維持の費用は帝国と提携する同盟国及び臣属国に対する多額の報酬や豪華な宮廷費などとともに納税者にかゝつたのであるが、領土喪失によつて減少した納税者に対する重圧は、Ochrida の大司教 Theophylate をして「徴税請負人は神の法及び人間の法を犯す山賊」とまで云わしめたものであつた。<sup>32)</sup>

即ち、帝国存立の重要な一支柱であつた軍隊は、本来の防衛力の根幹たる *θέμα* の軍隊、*pronoia* の軍隊より傭兵本位の軍隊に移行するという過程を通じて、軍隊の持つていた政治的発言権——軍人皇帝の選立——が弱まつていつたことは明かで、次節にのべる1182年の Andronikos の蹶起は、軍人出身でない彼がそのような軍隊の失われた地位恢復の要望を巧みにつかんでその支柱としたものであり、又その点に彼の事業の脆さがあつたと解すべきであらう。

(3)都市の民衆——7世紀以後戴冠式は Saint-Sophia 寺において Senat、軍隊及び民衆の代表者の立会のもとに行われた。<sup>33)</sup>即ち民衆は Senat 及び軍隊と並んでビザンチン国家における重要な政治的要素をなしていたわけである。そしてこれはローマにおける Principatus の理念が Diokletian—Konstantin の絶対主義を通して尚存続したものとしてビザンチン国家の重要な一性格を形成するものである。

ビザンチン帝国における都市の内部は幾つかの Deme (区) から成つていた。Deme はギリシアの polis における一つの行政単位であつたが、Alexandre の遠征以後東方における新都市建設とともにその方面にもひろまつた。それは本来自治の組織で、Deme としての集会、役人及び財産を持ち且つ徴税、軍務、警察をも担当した。Severus 帝の時から軍務に服することはなくなつたが、5世紀におけるゲルマンの侵入に際して都市の防衛の任に就き、6世紀末又は7世紀初めに正式に都市防衛の一つの組織となつた。<sup>34)</sup>ビザンチン時代に於ては Deme は緑、青、白、赤の色で表わされる四つの党を形成し、やがて白と赤は吸収されて緑党、青党の二つとなつた。はじめは都市の広場で行われる戦車競技を中心としたスポーツ団体であつたが、次第に政治的色彩を帯びるようになった。この点に関しては、緑党は下層階級の地区から起つたものであり従つて党の区別は同時に階級の利害の相違によるものとする説<sup>35)</sup>と、青党が貴族党、緑党が商工業者を中心とする下層民の党とするのは誤りで、夫々の党の指導者層をなしていたのが貴族、又は下層民であつたにすぎないとする説<sup>36)</sup>とが対立しているが、宗教の面で青党がギリシア正教をとり緑党が単性説その他の東方の異教の立場に立つたこと、即ち党は宗教的立場を主として結集されたことを考えると、一般に貴族階級は伝統的宗教に拠り易いということを考慮にいれても、後者の説が妥当であるように思われる。特に青党として帝位をえた Justinian がその中央集権制を確立しようとするため Deme の影響下より脱しようとして重課税に対する罰則を両党に差別なく適用しようとしたところから起つた Nika の叛乱 (532)<sup>37)</sup>においては、両党の協同態勢がみられたこともこのことを物語るものと思われる。両党の協同態勢はさききのべた602年の Phokas の蜂起とともに首都に起つた叛乱においてもみられた。Herakleios 帝がカルタゴに遷都しようとしたときも、首都の市民の示した深刻な落胆とその反対とは主教 Sergios のはげしい反対とともに帝をしてその計画を放棄させるだけの力をもつていた。<sup>38)</sup>

このような Deme の政治的威力は Deme が同時に一つの軍事力であつたことに基くものであつた。Deme のもつていた治安防火と都市防衛の任務のうち前者は8世紀のイザウリア朝以後はその

実質を失つたのであるが、後者の点では親衛隊及び防衛隊の中核をなしていた。<sup>39)</sup>7世紀のはじめ首都における民兵隊は緑党1500人青党900人計2400人と報ぜられている。<sup>40)</sup>

対立する党としての両党の抗争は属州にまで発展し、たとえば、Phokasが青党を後楯として即位し、緑党を公職から追放したとき、帝国内の全緑党は結束してこれに抗し、Anatolia、Cicilia、Palestina、Thessalonika等で叛乱を起した。即ち7世紀初期においては、緑党も青党も帝国の比較的大きい都市ではまだ十分な政治的役割を果していたといえる。その後においても、民衆の政治的感覚が皇帝の政策によつて刺戟せられた場合に、党活動として発動せられた。Herakleios朝特にJustinian II (685—695)の自由農民保護政策は貴族階級の不満をひき起すとともに、その植民政策が民衆を強制的に未知の地に追いやつたことや、苛酷な徴税を行つたことなどは青党を中心とするLeontios帝(695—698)の擁立に至らしめ、Leontios帝がアラヴ人のアフリカ侵略を防ぎ得ずしてカルタゴの地を放棄したとき、艦隊の叛乱は首都の青党の民兵の擁立するTiberios II (698—705)を即位せしめ得た。

ところがマケドニア朝は市町村の自治を禁止し、都市のSenatを閉鎖し且つ市町村における選挙をすべて禁止する政策によつて中央集権政治と官僚制とを完成した。この際青党緑党の領袖は皇帝の官僚として吸収されしかもその地位は比較的つまらないものであつた<sup>41)</sup>ところから、かつて強力であつたDemeはその政治的意義を喪失し、代表者が宮廷の儀式に出席し民衆は皇帝に対して喝采を送るだけの装飾的役割を演ずるにすぎないものとなつてしまつた。

中世を通じて、ビザンチンの商業は、西欧のそれに比して格段の繁栄を保ち、11世紀におけるKonstantinopelの人口は100万に近く、<sup>42)</sup>13世紀の初めRobert de Clariの記すところによると世界の財産の $\frac{2}{3}$ はKonstantinopelにあり残りの $\frac{1}{3}$ がその他の世界にばらまかれていた<sup>43)</sup>という。ヨーロッパとアジアの接合点、バルカンとドナウ以北の地の合流点としてのKonstantinopelがそのような繁栄を持ちえたことは当然であるが、その他Thessalonika、Peloponnes、Theben、Sparta等のギリシア都市、バルカンの海港Dyrrachion、Corcyra、半島部のDemetrias、小亜側のAbydos、Trapezunt、Antioch、Mamistra、Adana、Tarsos、Attaleia、Chios、Phokäa等が商業の繁栄をもつて知られ、11世紀にはそれらの地にヴェニス人が商館を開くことを要求している。<sup>44)</sup>しかしこれらの商業の基本的性格は奢侈品を主とする消費財を対象とするものであり、商業の基盤をなす生産も西欧中世のZunftを思わせるものがありしかもそれは国家による諸種の制限を受けた。<sup>45)</sup>従つてビザンチンの商工業は発展性をもつものではなく、特にManuel Iの世界政策<sup>46)</sup>に基く派手な外交政策とハンガリー、セルビア殊にノルマンとの抗争、小亜属州の兵力源財源としての無力化、十字軍による国内の荒掠等は自由農民の没落という現象を通して帝国を封建化の道に押し進めて行つた。このような状態のもとにあつて商業はヴェニスその他イタリア諸市に対して与えられた特権のもとに運営せられ、土着の商業及び手工業はその活動の場所を失い、従つて市民の政治的意志表示はかつてのごとき組織的なものではあり得ず、激発的な騒乱としてのみしか表現され得なくなつた。民衆が移り気によつて動く存在と化したことはAndronikosの事件が如実に現わしている。

註 1) Diehl : ibid. p. 49—50. では 395—1495年の間の107人の皇帝のうち、ベッドで生涯を終つたもの34人、戦死又は事故死が8人、他は退位強要、毒殺、扼殺、圧殺、不具刑、国外追放など。又1058年間における宮廷、街上、兵營の革命65という数字をあげている。

2) 美濃部達吉訳：イェリネツク人権宣言外三篇（原田慶吉：ローマ法の原理、173頁より引用）。

3) 原田慶吉：ローマ法の原理（昭和27年）第10章。

4) 原田慶吉：同上、40—41頁。

5) Karayannopoulos : Der frühbyzantinische Kaiser. [Byzantinische Zeitschrift. Bd. 49 (1956). Heft 2. s. 381—382].

6) Ostrogorsky : Geschichte des byzantinischen Staates. 1952. s. 31.

- 7) Vasiliev : *ibid.* p. 112—113.
- 8) Lindsay : *ibid.* p. 71.
- 9) Vasiliev : *ibid.* p. 158.
- 10) Ostrogorsky : *ibid.* s. 92.—東洋からとりいれられた不具刑の最初のものという。
- 11) Ostrogorsky : *ibid.* s. 93.
- 12) Ostrogorsky : *ibid.* s. 198.
- 13) Ure : *ibid.* p. 102.
- 14) Ostrogorsky : *ibid.* s. 272.
- 15) Bréhier : *Vie et mort de Byzance.* 1948. p. 297.
- 16) Ostrogorsky : *ibid.* s. 35—36.
- 17) Vasiliev : *ibid.* p. 140.
- 18) Vasiliev : *ibid.* p. 196. ff.
- 19) その成立時期については渡辺金一：「テマ」(θema) 制度成立の時期をめぐる論争の現況 (史学雑誌 65ノ10).
- 20) Runciman : *Byzantine Civilisation.* 1956. p. 69.
- 21) Runciman : *ibid.* p. 72.
- 22) Bréhier : *ibid.* Table des cartes による。
- 23) Ostrogorsky : *ibid.* s. 203.—LeonVI (886—912) 時代 Anatoliakon, Armeniakon, Tharkesion (いずれも小亜のテマ) の司令官は年40ポンド、Opsikon, Bukellarion (小亜)、Makedonien (本土) は30ポンド等の如し。
- 24) Vasiliev : *ibid.* p. 567—568.
- 25) Vasiliev : *ibid.* p. 588.—但し Ostrogorsky はマケドニア朝及びデユカス朝に於ては pronia には軍事的任務はなく、コムネネ朝初代の Alexios I (1081—1118) に至つてそうなつたと主張している (Ostrogorsky : *ibid.* s. 294).
- 26) Levtchenko : *ibid.* p. 175—176.
- 27) Lindsay : *ibid.* p. 164.
- 28) Levtchenko : *ibid.* p. 195.
- 29) Levtchenko : *ibid.* p. 221—222.
- 30) Levtchenko : *ibid.* p. 235.
- 31) Levtchenko : *ibid.* p. 236—237.
- 32) Levtchenko : *ibid.* p. 238.
- 33) Runciman : *ibid.* p. 55.
- 34) Lindsay : *ibid.* p. 52—53.
- 35) Vasiliev : *ibid.* p. 155—156. 及び156の註。
- 36) Ostrogorsky : *ibid.* s. 55—56.
- 37) Lindsay は、この叛乱は党の領袖達に対して怨恨を持つた兵士達が絶望的になつた農民の援助のもとに行われたものという。(ibid. p. 121).
- 38) Ostrogorsky : *ibid.* s. 76.
- 39) Runciman : *ibid.* p. 59.
- 40) Ostrogorsky : *ibid.* s. 55の註。
- 41) Ostrogorsky : *ibid.* s. 202.
- 42) Pirenne : *Medieval Cities.* 1956. p. 60.
- 43) Diehl : *ibid.* p. 10.
- 44) Levtchenko : *ibid.* p. 169.
- 45) Levtchenko : *ibid.* p. 172.
- 46) Norden : *Das Papsttum und Byzanz.* 1903. s. 106.

(5)

コムネネ家の傍系として波瀾の生涯をもつた Andronikos が60才をすぎて篡奪の業を起すことができたのは、一つには彼自身のもつ特異な性格<sup>2)</sup> もあつたのではあるが、次第に強まつてゆく西欧勢力の浸透と封建貴族の優勢化に対し、Senat が装飾物化したあと没落しながらわずかに残存していた政治的要素としての軍隊と民衆とを背景とし支柱とする野心的政治家の最後の抵抗であつ

たことによるものである。

ビザンチンにとって関心をはずすことができない最大の外国勢力は南伊のノルマン王国と商業都市共和国ヴェニスであり、しかもこの二大勢力はビザンチンに対して或るときはその一方が味方となり又或るときは両者合体して帝国の敵となるという厄介な存在であつた。ヴェニスはアドリア東岸の地にノルマンが定着することを以て自国の商業上の障害とし、1801年ノルマンのビザンチン攻撃に際しては Alexios I の救援に応じて艦隊を出してこれを援け、その報償として爾後ビザンチンの急に際しては赴援する代り極めて有利な通商条約（Konstantinopel に商館をおき、又帝国の諸港に自由に出入し貿易し得る）を締結し得た。これは貿易に関する限りビザンチンの国家主権を否定したにもひとしいものであつたために爾後の紛争の種となつた。ところが Manuel I の南伊恢復政策はヴェニスの利害に反するものであつたからヴェニスはこれに反対し、帝はこれに対する報復として1171年国内にいるヴェニス人を逮捕した。<sup>3)</sup> ヴェニスは勿論艦隊をエーゲ海に派したが奏効せず、ために1175年ヴェニスはその年来の敵たるノルマンと結ぶにいたつた。<sup>4)</sup> Manuel I もこの二大勢力の合体には抵抗の力なくヴェニスの前の特権を確認せざるを得なかつた。国民のヴェニスに対する不信、反感は、Gregor VI 以来のローマ教会の東方教会への攻勢、<sup>5)</sup> ノルマンの脅威、十字軍を機とするドイツの世界政策よりするビザンチン帝国への対立<sup>6)</sup> とともに、西欧人一般にまで拡大された。特に Manuel I の皇后であり Alexios II 帝 (1180—1182) の摂政となつた Marie がラテン人であつたことは更にこの氣勢に油をそゝいだ。Marie はその摂政に当つて寵臣 Alexios Komnene (Manuel の甥) に実権を行使せしめたが、両者の行う人事はコムネネ家一族の間に不評をひきおこし、又その親ラテン政策の強化は国民の憎悪を甚だしくした。この際 Manuel I によつてうとまれ約30年間投獄、追放、放浪の生活を余儀なくされた Andronikos が Marie 及び Alexios Komnene の対立者として特に首都の民衆から期待されたのは当然であつた。彼はこの状勢の中に幼帝 Alexios II を側姦より護るといふ口実のもとに小亜より兵をあげて首都に向つたのであるが、Alexios Komnene がその海峡渡航阻止のために派した艦隊の指揮官は寝返つて Andronikos を迎えた。これをきっかけとして首都に叛乱が起り<sup>7)</sup> Alexios は逮捕の上盲刑にされ、同時にラテン人に対する大虐殺が始まつた。<sup>8)</sup> Marie は絞殺せられ、Andronikos は幼帝の Mitkaiser となつた後間もなく Alexios II を絞殺しその遺体を河流に投じた。彼はその帝位の合法性を主張するために Alexios II の寡婦 Anne (12才) と結婚（みづからは63才）し、なお主教を交代して新主教によつて戴冠した。

Andronikos は民衆保護を第一の政策とした。官吏の俸給を高くすることによつて収賄の根絶を期し私利をはかる徴税吏を蔽罰に処し、大土地所有者を押し多くの貴族を死刑にした。「Andronikos という名は魔法の言葉のごとく収奪者を逃げ出させた。」<sup>9)</sup> 民心の肅正の点でも従来「海草の権利」と称して嵐で海岸にうちあげられた難破船を掠奪するという蛮風が行われていたのを根絶させることにも成功した。<sup>10)</sup> かくて彼の政治のもたらした収奪の停止、国庫収入の増加、物価の低落は商工業者、農民の共感と支持を受けることができた。彼もまた、みづから民衆の友であることを示すポーズを忘れなかつた。彼は「四十人の殉教者教会」の北門の近くに自分の像をたてたが、その像は皇帝服も君主としての黄金の装飾もつけず、労働で押しひしがれた、控え目な、そして大きな鎌を持つた労働者としての姿であつた。<sup>11)</sup> 同時代の Thessalonika の Eustathius によると Andronikos は「民衆にとつては神そのものよりも親しい人、少くも神にすぐつゞくもの」<sup>12)</sup> であつた。

Andronikos の民衆の側に立つ政治は当然反貴族の政治であり、しかもそれは強い抵抗を排するためのテロリズムとして現わされた。この政策に抵抗するものには財産没収、盲刑、絞刑等をもつてむくいたのであるが、押しつめられた貴族はその立直りのより所を Andronikos 及び民衆の敵ラ

テン人に求めた。1182年の大虐殺はイタリア諸市をして復讐を思わしめたのであるが、更に Andronikos が Saladin と結んでシリアのキリスト教国を分割領有しようとしたこと<sup>13)</sup>は西方諸勢力をしてビザンチンと正面对決の止むを得ないこと、むしろビザンチン国家絶滅の好機なることを思わしめた。かくてノルマン王 William II の準備した遠征軍は Thessalonika を陥れ、1182年の復讐としてこの町を破壊し市民を虐殺し、更に首都に迫った。

もともと反ラテン主義に凝りかたまつた国民が Andronikos に期待したところのものはその政策の具体化であつたのであるが、彼はこれに対する何らの手をも打つことをしなかつた。国民からいえば Andronikos は約束を守らない皇帝であり、今ノルマンが首都に迫りつゝある状況においては彼等にとって不満足な存在となつてしまつた。彼が首都の市民の娯楽費を節減したことも市民の心を離叛せしめた一因であつた。彼が最も目をかけた農民は政治に重要な役割を持たず、いずれにしても彼を助ける余裕もなかつた。1185年の首都の民衆の叛乱はたやすく Andronikos を捕え且つ惨殺してしまつた。貴族勢力の代表として Andronikos に最も尖鋭な対立をつゞけてきた Isaak II が皇帝宣言を行うことによつて、ビザンチン史におけるユニークな頁はわずか3年にして閉ぢられるとともに、没落過程にあつたビザンチンの政治的三要素の歴史的使命も終了した。

Andronikos の史的意義は下層階級中心の政治に果敢にとり組んだところにあつた。しかしながら彼の出現が、曾つては健全な政治的判断の表現であつた Senat、軍隊、都市の民衆がいずれもその本質的たるものを喪失してしまつていた時代であつたということは彼にとって致命的であつたといわなければならない。イタリア諸市の経済的發展、独、仏における封建体制の完成と国民国家としての萌芽の発生等によつて、中世世界においてひとりぬきんでいてと思われていたビザンチンの地位をゆるがす諸勢力が十字軍を契機として東方に対して新たな視野を展開してきた時代に於て Andronikos の対外的民衆指導は全く無策であつた。Norden はいう。<sup>14)</sup>——「皇帝 (Manuel) の対外政策は自発的に西欧化する (occidentalisieren) することによつて、強制される西欧化からビザンチン国家を護ることにあつたのであるが、1182年のラテン人虐殺はこの賢明な政策を無にしてしまつた。」Andronikos の有能を以てして、もしこの途を押し進めることができたとすれば、1204年の帝国の崩壊を回避することが可能であつたばかりでなく、ビザンチンにおける民主的要素——Senat、軍隊、都市の民衆——にもう一度立直りを与え、且つは以後の歴史においてビザンチン世界を混迷の一隅たらしめなかつたのではなからうか。勿論西欧世界との接触交渉によるその変容は必然であつたとしても。

註 1) Bréhier : *ibid.* p. 344—346.

2) Bréhier : *ibid.* p. 343—344—「教養の高いすぐれた知恵者、人々を魅了する力あり、又多弁家、軍隊の人気に値する勇猛にして部隊訓練にすぐれた軍人、しかも多情な背徳者」

3) Frolov : *La déviation de la IV croisade*, 1955, p. 13. —Konstantinopel のみで一万人以上という。

4) Norden : *Der vierte Kreuzzug im Rahmen der Beziehungen des Abendlandes*, 1898, s.22—25.

5) Norden : *ibid.* (Das Papsttum und……) erstes Buch.

6) Norden : *ibid.* (Der vierte Kreuzzug im……) s. 30—32.

7) Lindsay はこの叛乱は Andronikos を首都に入れまいとするヴェニス人その他のイタリア人の陰謀に対して起つたという。( *ibid.* p. 101).

8) Lindsay : *ibid.* p. 166.—その数6万、生き残つた4000人は奴隸としてトルコに売られた。

9) Bréhier : *ibid.* p. 347.

10) Levchenko : *ibid.* p. 243—244.

11) Vasiliev : *ibid.* p. 434.—但し、これは立像でなく絵恐らくモザイクであろうという。

12) Vasiliev : *ibid.* p. 379.

13) Bréhier : *ibid.* p. 248.

14) Norden : *ibid.* (Das Papsttum und……) s. 106—107.

(32年4月稿)